

枝幸都市計画（枝幸町） （非線引き都市計画区域）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、枝幸都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

枝幸都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	枝 幸 町	行政区域の一部	約 725 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道北連携地域宗谷地域の最南部に位置しており、東はオホーツク海に面し、西には北見山脈が連なり、海と山に挟まれた南北に細長い地形のもと、市街地が形成されてきた。

また、旧枝幸町と旧歌登町が合併し、新たな枝幸町が設置されてから平成 28 年 3 月で 10 年が経過したところである。

産業については、豊かな水産資源に支えられた漁業のほか、内陸部では酪農業や林業が盛んである。

市街地の中心部における人口減少に伴って、空地や商店街の空き店舗が増加しており、中心市街地の空洞化が懸念されている。一方で大型店舗と商店街との一体的な中心商業地の形成や、臨港地区等への工業集積の促進、若年・子育て世帯や高齢者等誰もが安心・安全で快適に暮らせる住環境の形成、幹線道路の整備促進など、快適な都市環境を形成するための新たな課題が生じている。

枝幸町では、『『こころ』が結ぶまちづくり、『優しさ』で包むまちづくり、『活気』あふれるまちづくり』を基本理念とし、まちの将来像を「森と海に象徴される豊かな自然と共生しながら、安定した産業基盤の構築と、住民誰もが潤いのあるいきいきとした生活を送れる北の理想郷」としている。

また、この将来像を尊重しつつ、大自然に包まれ、誰もが本当の意味で暮らしよいく感じ、経済的にも精神的にも豊かであり、心から誇りに思えるまちを目指し、その志しを人から人へ、そして将来に伝えていくために、「人と自然がともに寄り添い暮らすまち枝幸で受け継がれるこれからの都市づくり」を都市計画の基本理念としている。

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は共に減少の傾向を示し、産業についても停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

このため、今後は、未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、3・5・1号網走稚内線(国道238号)及び3・3・7号オホーツク通(道道ウエンナイ幌内保線)を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少・少子高齢化の進行、経済状況の変化等により、商業地区の活力の低下が懸念されている。

このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、新港地区及び一般住宅地の周辺に配置し、中高層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、3・5・3号高砂通(一般道道北見枝幸停車場線)沿道及び梅ヶ枝地区周辺に配置し、活性化対策を促進しながら賑わいと魅力ある中心商業業務地として、土地利用の維持を図る。
- ・沿道商業業務地は、3・3・7号オホーツク通(一般道道ウエンナイ幌内保線)沿道及び市街地南西側の3・5・1号網走稚内線(国道238号)の一部に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業・流通業務地は、一般工業地で構成する。
- ・一般工業地は、3・5・1号網走稚内線(国道238号)に面したウエンナイ工業団地地区に配置し、国道に近い交通利便性の高さを生かした工業地として土地利用を進める。
- ・枝幸港には臨港地区を定め、適切な港湾土地利用を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

住環境に影響を与えかねない建築物等については適正な土地への誘導を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然環境との調和を十分配慮した形で土地の利用を誘導し、自然との調和を図りながら保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道北連携地域宗谷地域の最南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方や情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成に合わせ、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化及び通学路等の交通安全対策等の充実を進める。
- ・枝幸町では、住民ニーズに即した有効な公共交通ネットワークの再編を図り、持続可能な交通手段の確保と住みよいまちづくりを目指すために「地域公共交

通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、既存のバスターミナル等の交通結節点の確保・機能強化に努める。

- ・本区域は、道央圏をはじめ、他の圏域との生活や文化、産業の行き交う広域交流を進めることとしており、高速交通体系の形成に努める。
- ・本区域は、南宗谷地方の物流の拠点である地方港湾枝幸港を有することから、物流の効率化と円滑な交通ネットワークの形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	3.50 km/km ²	3.64 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・ 3・5・1号網走稚内線（国道 238 号）及び 3・3・7号オホーツク通（一般道道ウエンナイ幌内保線）を都市の骨格となる道路とする。
- ・ 3・5・3号高砂通（一般道道北見枝幸停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- 3・5・3号高砂通（一般道道北見枝幸停車場線）の整備を促進する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 77.2%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

枝幸公共下水道については、下水管渠を確保し、南浜地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

エサシウエンナイ川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、オホーツク海に面した市街地を取り囲むように西部から北部にかけ展開する丘陵樹林地と市街地南部を貫流しオホーツク海へ注ぎ込むエサシウエンナイ川の河川空間を骨格とする環状型の緑地の形態を成している。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、北幸公園及びエサシウエンナイ河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

- ・日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、北幸公園、鎮魂の森及びオホーツクグリーンパークを配置する。
- ・特に、オホーツクグリーンパークを中心とした緑の拠点として、観光戦略拠点ゾーンは宿泊施設のリニューアルや既存施設との散策路の面整備により、観光施設としての魅力向上を図る。

c 防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として、北幸公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成し、都市のシンボルとなる北幸公園を配置する。

e その他の系統

枝幸墓園を配置し、既存樹林地等周辺の自然的環境と一体的に、静寂な土地を保全する。

② **コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針**

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成による見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) **実現のための具体の都市計画制度の方針**

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。